

写

柏市監査委員告示第 6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による行政監査を実施したので、同条第9項の規定による監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

併せて、同条第10項の規定による監査の結果に関する報告に添える意見を公表します。

令和 8年 5月 8日

柏市監査委員	中山 浩 二
柏市監査委員	小 栗 一 徳
柏市監査委員	林 伸 司
柏市監査委員	櫻 田 慎太郎

令和7年度

監査の結果に関する報告

行政監査

公金以外の現金等の取扱いについて

柏市監査委員

# 目 次

1	監査を執行した監査委員名	1
2	監査の種類	1
3	監査の期間	1
4	監査の対象	1
	(1) 対象事務	1
	(2) 対象部署	1
5	監査の目的	1
6	監査の着眼点	2
7	監査の概要	2
	(1) 調査票による書面調査の実施	2
	ア 取り扱っている準公金について	2
	(ア) 監査対象の準公金	2
	(イ) 団体の設置目的	3
	(ウ) 団体の設立経過年数	3
	(エ) 団体等の現金を市が取り扱っている理由	4
	(オ) 団体の運営状況	4
	(カ) 管理している準公金の主な原資	5
	(キ) 団体の組織内会計監査の実施の有無	5
	イ 事務取扱いについて	6
	(ア) 規約の中に市が団体の経理事務等を行う根拠があるか	6
	(イ) 柏市行政組織規則等に団体の経理事務等を行う根拠があるか	6
	監査委員意見	6
	ウ 経理事務における担当者について	7
	(ア) 会計担当者の指定	7
	(イ) 会計補助者の指定	7
	(ウ) (ア)及び(イ)の届出の有無	7
	(エ) 準公金の管理に関する担当者の業務量	8
	(オ) 会計担当者及び会計補助者の変更サイクル	8
	(カ) 「職員の異動に伴い変更」と回答した団体の基準日時点の担当年数	8
	監査委員意見	9
	エ 準公金の管理状況について	10
	(ア) 取扱い状況	10
	(イ) 現金の保管方法	10
	(ウ) 預金通帳等の保管方法	10
	(エ) 届出印の保管方法	10

(オ) 預金通帳等と届出印の保管場所及び取扱職員	1 1
(カ) キャッシュカードの保管方法	1 1
(キ) 預金通帳等への記帳サイクル	1 2
(ク) キャッシュカードの今後の保持予定	1 2
監査委員意見	1 2
オ 経理事務の記録について	1 3
(ア) 現金出納簿の有無	1 3
(イ) 根拠書類の保管状況	1 4
(ウ) 根拠書類の保管期間	1 4
(エ) 所属長の決裁（報告）頻度	1 4
監査委員意見	1 5
カ 事務処理マニュアルについて	1 5
(ア) 事務処理マニュアルの作成状況	1 5
(イ) 事務処理マニュアルの共有状況	1 6
監査委員意見	1 6
キ その他	1 7
(ア) 現在の準公金の管理に関して認識する課題・リスク等	1 7
(イ) 今後の管理・継続	1 7
監査委員意見	1 8
(2) 現地調査の実施	1 9
ア 現地調査実施部署	1 9
イ 実施時期	1 9
ウ 現地調査実施概要	1 9
エ 調査結果	2 0
(3) 聞き取り調査の実施	2 1
ア 聞き取り調査実施部署	2 1
イ 実施日	2 1
ウ 調査結果	2 1
8 監査の結果	2 1
9 意見	2 2
(1) 取扱う準公金の整理等について	2 2
(2) 取扱基準の実効性について	2 3
(3) 本監査で確認された事項の継続確認について	2 5
別紙 令和7年度行政監査の結果に関し、定期監査等で確認を予定しているもの	
資料1 準公金対象一覧表	
資料2 柏市公金以外の現金等取扱基準	

凡 例

構成比は、表中の数値より、小数点以下第2位を四捨五入した。

1 監査を執行した監査委員名

高橋 秀明  
小栗 一徳  
林 伸司  
櫻田 慎太郎

2 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

3 監査の期間

令和8年1月6日から令和8年3月31日まで

4 監査の対象

(1) 対象事務

公金以外の現金等（以下「準公金（注1）」という。）の取扱い

（注1）巻末資料2「柏市公金以外の現金等取扱基準」（令和7年11月20日策定）1(1)及び(2)参照

(2) 対象部署

全部署（令和7年12月31日時点で準公金の取扱いのあるもの）

5 監査の目的

令和7年9月25日付けで、消防団関係口座からの引き出し及び現金の取扱いに関し横領を行った消防局職員に対する懲戒処分が行われたことを契機として、企画部DX推進課において準公金の取扱実態の調査が実施され、令和7年11月20日付けで「柏市公金以外の現金等取扱基準」（以下「取扱基準」という。）が新たに策定された。

監査委員においては、毎年度の定期監査において全部署を対象に準公金の取扱いの有無を調査し、該当のある部署には調書の提出を求めてきたところである。しかし、DX推進課の調査結果に

より、消防団関係口座を含め、準公金を取り扱っているにもかかわらず「該当なし」と回答していた部署が複数存在することが判明した。

そもそも準公金は、法令によりその管理方法が定められておらず、不適切な事案が発生するリスクが大きいものである。このたびの不適切な事案の発生は、市内部における統制や情報共有体制の不備を示唆するものであり、監査委員が従前把握していなかった準公金に係る取扱いを中心に、早急に実態把握及び管理状況の検証、さらに取扱基準の運用状況の点検を行う必要がある。

以上の状況を踏まえ、準公金について、市全体の取扱実態を把握するとともに、管理体制の適切性及び取扱基準の遵守・定着状況を確認し、組織全体の統制強化を図ることが求められている。

このため、準公金の管理運営が適切に行われているかを検証し、今後の改善及び不適切事案の再発防止に資する提言を行うことを目的として監査を実施した。

## 6 監査の着眼点

柏市監査基準第13条第4項第3号により、柏市監査等実施要領4(2)別項に定める監査等の着眼点のうち、「第3節 行政監査の着眼点」を用いた。

## 7 監査の概要

### (1) 調査票による書面調査の実施

令和7年12月31日時点（以下「基準日」という。）で、準公金を取り扱っている部署に対し、調査票による回答を求めた。回答内容の集計結果については以下のとおりである。各表中の数値は基準日における数値となる。また、取扱基準に基づき、特に留意すべきと認めた事項を意見として各項目の文末に付記する。

#### ア 取り扱っている準公金について

##### (ア) 監査対象の準公金

準公金の取扱いがあるのは18部局における31課室で、

計 47 団体（件）であった。そのうち、取扱基準に規定された協議会等の所有に属する準公金は 45 団体，協議会等の団体の所有に属さない準公金は 2 件あった。各表中の合計が「47 団体」の場合，団体の所有に属さない準公金 2 件も含むものとする。

対象の部局別の所管課室及び団体については，巻末資料 1 のとおりである。

(イ) 団体の設置目的

設置目的	団体数	構成比
関係団体との連絡・調整・連携事業	18 団体	40.0%
イベント事業	3 団体	6.7%
地域・住民との連絡・調整・連携事業	3 団体	6.7%
自治体間の連絡・調整・連携事業	4 団体	8.9%
調査・研究・研修事業	2 団体	4.4%
その他	15 団体	33.3%
合計（注 2）	45 団体	100.0%

（注 2）団体数の合計が 45 団体になる理由は，団体の所有に属さない 2 件（巻末資料 1 No. 12 及び 18）は，性質上，表の中に含めていないため。（ウ）及び（オ）についても同様）

(ウ) 団体の設立経過年数

設立経過年数	団体数	構成比
5 年未満	3 団体	6.6%
5 年以上 10 年未満	1 団体	2.2%
10 年以上 20 年未満	4 団体	8.9%
20 年以上 30 年未満	7 団体	15.6%
30 年以上	30 団体	66.7%
合計（注 2）	45 団体	100.0%

## (エ) 団体等の現金を市が取り扱っている理由

理由	団体数	構成比
市が事務局を担っているため	27 団体	57.4%
会長市／幹事市等の輪番制により当該年度の会計を代表して管理しているため	7 団体	14.9%
公益性が高く市の所管事務と密接に関連しているため	1 団体	2.1%
業務効率化・事務処理の合理性	2 団体	4.3%
市の職員が団体役員や事務局員を兼務しており、管理上合理的な必要性があるため	4 団体	8.5%
セキュリティ・保管上の理由	1 団体	2.1%
一時的な取りまとめ・預かりとして市が預かっているため	2 団体	4.3%
その他	3 団体	6.4%
合計	47 団体	100.0%

## (オ) 団体の運営状況

運営状況	団体数	構成比
年 3 回以上活動	32 団体	71.1%
年 1～2 回程度活動	12 団体	26.7%
ほとんど活動なし	1 団体	2.2%
合計（注 2）	45 団体	100.0%

(カ) 管理している準公金の主な原資

主な原資	団体数	構成比
構成団体（員）からの会費	22 団体	46.8%
国，県，市からの補助金・負担金・交付金・協賛金	17 団体	36.2%
民間団体からの補助金・負担金・交付金・協賛金	1 団体	2.1%
個人からの寄附金	1 団体	2.1%
その他	6 団体	12.8%
合計	47 団体	100.0%

(キ) 団体の組織内会計監査の実施の有無

組織内会計監査の実施	団体数	構成比
有り	37 団体	78.7%
無し	10 団体	21.3%
合計	47 団体	100.0%

「無し」と回答した 10 団体のうち 2 団体（巻末資料 1 No. 21 及び 31）は，準公金の取扱いが令和 8 年 1 月 1 日で終了したもの及び現在活動休止中のものである。

取扱基準では，団体による監査が行われていない場合は，年 2 回以上現金出納簿と預金通帳等を突合することにより，公金以外現金等管理者である所属長の確認を受け，その結果を部局長に報告することと規定している。「無し」と回答した 8 団体（上記 2 団体を除く。）のうち 3 団体（巻末資料 1 No. 3，4 及び 42）は，この規定に基づいた報告を行っており，2 団体（巻末資料 1 No. 7 及び 30）は，今後，この報告を行う予定とのことであった。

また，2 件（巻末資料 1 No. 12 及び 18）は，団体の所有に属さない準公金のため，実態に合わせて取扱基準を準用し報告を行っているとのことであった。残りの 1 団体（巻末資料 1 No. 29）は，準公金の原資が募金による寄付金で，報告頻度については，活動期間が限られているこ

とから，DX推進課に相談の上，実態に合わせた報告を行っているとのことであった。

## イ 事務取扱いについて

(ア) 規約の中に市が団体の経理事務等を行う根拠があるか

根拠	団体数	構成比
有り	35 団体	74.5%
無し	12 団体	25.5%
合計	47 団体	100.0%

(イ) 柏市行政組織規則等に団体の経理事務等を行う根拠があるか

根拠	団体数	構成比
有り	13 団体	27.7%
有り（直接的な根拠はないが，関連性の高い項目の記載を根拠としている）	27 団体	57.4%
無し（(ア)規約に根拠有り）	6 団体	12.8%
無し	1 団体	2.1%
合計	47 団体	100.0%

「無し」と回答した1団体（巻末資料1 No.21）は，準公金の取扱いが令和8年1月1日で終了したものである。

## 監査委員意見

(ア) 規約の中に市が団体の経理事務等を行う根拠があるか

各団体の規約にどのような規定を設けるかについては，取扱基準が定めるところではないが，団体の目的，事業内容，会計処理手続，会計監査等を規約に明確に定めることで，団体の運営及び準公金の管理の適正化及び厳格化につながることから，現金等の取扱いに係る規定を設けることが望ましい。

ウ 経理事務における担当者について

(ア) 会計担当者の指定

会計担当者の指定	団体数	構成比
指定している	46 団体	97.9%
指定していない	1 団体	2.1%
合計	47 団体	100.0%

「指定していない」と回答した1団体（巻末資料1 No. 18）は，準公金の管理方法について協議中であり，決まり次第提出予定とのことだった。（(イ)についても同様）

(イ) 会計補助者の指定

会計補助者の指定	団体数	構成比
指定している	45 団体	95.7%
指定していない	2 団体	4.3%
合計	47 団体	100.0%

「指定していない」と回答した2団体のうち1団体（巻末資料1 No. 29）は，指定の手続を進めているとの回答であった。

(ウ) (ア)及び(イ)の届出の有無

届出	団体数	構成比
有り	26 団体	56.5%
無し	20 団体	43.5%
合計（注3）	46 団体	100.0%

（注3）団体数の合計が46団体になる理由は，(ア)及び(イ)で「指定していない」と回答した1団体は含まれていないため。

(エ) 準公金の管理に関する担当者の業務量

業務量	団体数	構成比
通常業務の範囲内で対応できている	40 団体	85.1%
一部、時間外対応等が必要となる場合がある	6 団体	12.8%
継続的に時間外対応等が必要で負担が大きい	1 団体	2.1%
合計	47 団体	100.0%

(オ) 会計担当者及び会計補助者の変更サイクル

変更サイクル	団体数	構成比
年度毎に変更	17 団体	36.2%
半年ほどで変更	1 団体	2.1%
職員の異動に伴い変更	26 団体	55.3%
単年度のみのも事業のため、変更を想定していない	2 団体	4.3%
その他	1 団体	2.1%
合計	47 団体	100.0%

(カ) 「職員の異動に伴い変更」と回答した団体の基準日時点の担当年数（複数回答有）

職員	担当年数	人数
会計担当者	1 年目	11 人
	2 年目	11 人
	3 年目以上	7 人
会計補助者	1 年目	9 人
	2 年目	12 人
	3 年目以上	6 人

複数年度担当する会計担当者及び会計補助者がそれぞれ 18 人いた。

## 監査委員意見

### (イ) 会計補助者の指定

準公金の取扱いについて、複数の者による管理体制を構築することは、不正防止の観点から極めて重要である。公金以外現金等管理者である所属長においては、取扱基準3(3)アに基づき、会計担当者及び会計補助者の指定を速やかに行われたい。

### (オ) 会計担当者及び会計補助者の変更サイクル

#### (カ) 「職員の異動に伴い変更」と回答した団体の基準日時点の担当年数

会計担当者及び会計補助者の指定について、取扱基準には担当者変更のスパンに関する明確な規定はないが、長期間にわたり特定の職員が管理を担当することで不正行為、事務処理上の誤り及び手続上の不備の発見が遅れるリスクがより増大するため、定期的に担当者を変えることが望ましい。

そのため、取扱基準の所管部署においては、会計担当者及び会計補助者の年数を具体的に定め、明文化していただきたい。

なお、人数が少なく担当者を変更することが難しい実態も見受けられたため、例えば部局の次長級職員（部局に次長級職員が配置されていない場合は、部局長）によるチェックを併用するなど、管理が特定の職員1人に集中しない方法について取扱基準の所管部署においても検討していただきたい。

エ 準公金の管理状況について

(ア) 取扱い状況（複数回答有）

取扱有り	団体数
現金	20 団体
預金通帳等	47 団体
届出印（注4）	46 団体
キャッシュカード	14 団体

（注4）預金通帳等の保管団体数と届出印の保管団体数に差異が生じる理由は、生活保護受給者等の死亡後の遺留金（巻末資料1 No.18）について、預金通帳等は保管しているが、届出印の保管はないため。（エ）及び（オ）についても同様）

(イ) 現金の保管方法

保管方法	団体数	構成比
鍵付収納庫（金庫含む）	19 団体	95.0%
その他	1 団体	5.0%
合計	20 団体	100.0%

「その他」と回答した1団体（巻末資料1 No.35）は、基本的に現金を預かった時点ですぐに入金手続を行っており、現金として保管する期間がないとのことであった。

(ウ) 預金通帳等の保管方法

保管方法	団体数	構成比
鍵付収納庫（金庫含む）	47 団体	100.0%
合計	47 団体	100.0%

(エ) 届出印の保管方法

保管方法	団体数	構成比
鍵付収納庫（金庫含む）	42 団体	91.3%
担当者の机の中（鍵有）	1 団体	2.2%
担当者の机の中（鍵無）	1 団体	2.2%
所属長の机の中（鍵有）	2 団体	4.3%
合計（注4）	46 団体	100.0%

(ウ)及び(エ)について、取扱基準では、預金通帳等及び届出印は、それぞれ異なる施錠可能な場所に保管することと

規定されている。預金通帳等は全て金庫や鍵のある収納庫で保管されていたが、届出印は1団体（巻末資料1 No. 42）が鍵のない担当者の机の中で保管されていた。

(オ) 預金通帳等と届出印の保管場所及び取扱職員

保管場所及び取扱職員	団体数	構成比
それぞれ異なる場所に保管し、異なる職員が管理している	34 団体	73.9%
それぞれ異なる場所に保管し、同一の職員が管理している	11 団体	23.9%
同一の場所に保管し、同一の職員が管理している	1 団体	2.2%
合計（注4）	46 団体	100.0%

取扱基準では、届出印の管理は公金以外現金等管理者である所属長が行い、預金通帳等及び保管場所の鍵は会計担当者及び会計補助者がそれぞれ別々に管理することを規定している。預金通帳等と届出印を同一の職員が管理している団体が11団体（巻末資料1 No. 11, 14～17, 19, 35, 38～40及び47）、同一の場所で保管し、同一の職員が管理している団体が1団体（巻末資料1 No. 6）あった。

(カ) キャッシュカードの保管方法

保管方法	団体数	構成比
鍵付収納庫（金庫含む）	14 団体	100.0%
合計	14 団体	100.0%

(キ) 預金通帳等への記帳サイクル

記帳サイクル	団体数	構成比
キャッシュカード使用時に 預金通帳等にも記帳	11 団体	78.6%
期間を定めて記帳	2 団体	14.3%
その他	1 団体	7.1%
合計	14 団体	100.0%

(ク) キャッシュカードの今後の保持予定

今後の保持予定	団体数	構成比
当面は利用予定だが、将来的な見直しは必要と考えている	2 団体	14.3%
必要性があり、今後も継続利用予定	12 団体	85.7%
合計	14 団体	100.0%

取扱基準では原則として、預金口座に係るキャッシュカードは保持しないこととしている。ただし、金融機関の窓口受付時間外に現金等の引き出しが必須であるなどの真にやむを得ない理由がある場合を除くと規定している。

「必要性があり、今後も継続利用予定」と回答した団体の主な理由は、緊急的な支払や両替が生じた際に、時間を問わずATMで対応できること、また、キャッシュカードを利用することで振込手数料が安くなるなどがあった。

監査委員意見

(イ) 届出印の保管方法

(オ) 預金通帳等と届出印の保管場所及び取扱職員

取扱基準3(3)イ(イ)及び(ウ)に基づき、預金通帳等及び届出印それぞれの保管場所を分けることは、不正行為の未然防止を図るため、内部統制上重要な措置である。については、取扱基準の趣旨を十分に踏まえ、今後は預金通帳等及び届出印を異なる施設可能な場所に保管するとともに、異

なる職員による管理を厳格に徹底されたい。

(ク) キャッシュカードの今後の保持予定

取扱基準3(3)イ(エ)の例外に基づき、キャッシュカードを今後も保持する予定と回答した団体においては、キャッシュカードは、そのみで入出金が可能であり、不正や事故のリスクが高いことを認識の上、責任の所在を明確にした厳重な管理が不可欠となる。現行の取扱基準は、キャッシュカードの保持を認める場合の管理方法が具体的でないため、取扱基準の所管部署において、例えば持出者・日時・用途・返却確認者等を記録する帳簿の整備や、預金通帳等の記帳による事後確認の徹底等を取扱基準に明確に規定する等、管理体制の強化を図られたい。

オ 経理事務の記録について

(ア) 現金出納簿の有無

現金出納簿	団体数	構成比
有り	43 団体	91.5%
無し	4 団体	8.5%
合計	47 団体	100.0%

取扱基準では、現金については現金出納簿を備えることと規定している。「無し」と回答した団体は、4 団体（巻末資料1 No.11, 22, 29 及び45）あった。

【「有り」と回答した団体の保管形態】

保管形態	団体数	構成比
鍵付収納庫（金庫含む）	12 団体	27.9%
鍵なし収納庫	3 団体	6.9%
データ管理	26 団体	60.5%
その他	2 団体	4.7%
合計	43 団体	100.0%

(イ) 根拠書類の保管状況

保管状況	団体数	構成比
全て保管している	44 団体	93.6%
一部は保管している	3 団体	6.4%
合計	47 団体	100.0%

「一部は保管している」と回答した3団体（巻末資料1 No. 11, 20及び31）について、短期間のみ使用する資料で、恒常的に保管する必要がないと判断したためとのことであった。

(ウ) 根拠書類の保管期間

保管期間	団体数	構成比
3年	7 団体	14.9%
5年	17 団体	36.2%
5年以上	23 団体	48.9%
合計	47 団体	100.0%

(エ) 所属長の決裁（報告）頻度

所属長の決裁（報告）頻度	団体数	構成比
増減が生じる都度，行っている	32 団体	68.1%
増減のあった月のみ，まとめて行っている	1 団体	2.1%
月に1度程度行っている	9 団体	19.2%
半年に1度程度行っている	1 団体	2.1%
増減はあったが今年度はまだ行っていない	3 団体	6.4%
決裁（報告）は行っていない	1 団体	2.1%
合計	47 団体	100.0%

「決裁（報告）は行っていない」と回答した1団体（巻末資料1 No. 31）は、現在活動休止中である。

## 監査委員意見

### (7) 現金出納簿の有無

現金出納簿は資金の収入及び支出の状況を記録し、資金の流れを明確にするものであるとともに、預金通帳等や現金等と突合を行うことにより、不正行為や事故の未然防止を図る上で重要な役割を果たすものである。ついては、取扱基準3(3)ウ(ア)に基づき、現金出納簿を適切に備え、現金の収支状況を適正に管理されたい。

## カ 事務処理マニュアルについて

### (ア) 事務処理マニュアルの作成状況

作成状況	団体数	構成比
作成済	18 団体	38.3%
未作成	29 団体	61.7%
合計	47 団体	100.0%

#### 【未作成の理由】

理由	団体数	構成比
マニュアル作成の必要性を感じなかったため	11 団体	38.0%
作成に当たり参考となる市の統一様式が示されていないため	1 団体	3.4%
業務量・取扱頻度が少なく、マニュアル化するほどの規模ではないと判断したため	8 団体	27.6%
事務担当が数年に1度変わるなど変動的で、継続的な活用が難しいため	1 団体	3.4%
既存の要領・引継資料・内部文書で代替しているため	6 団体	20.7%

その他	2 団体	6.9%
合計	29 団体	100.0%

取扱基準には、必要に応じて要領又は事務処理マニュアル等を作成することと規定されている。「未作成」と回答した29団体のうち、5団体（巻末資料1 No.9, 18, 29, 35及び37）は令和8年3月末までに作成する予定とのことであった。また、1団体（巻末資料1 No.22）は今後、関係団体と作成について協議する予定とのことであった。

(イ) 事務処理マニュアルの共有状況

共有状況	団体数	構成比
所属内で共有している	11 団体	61.1%
担当者のみが把握している	7 団体	38.9%
合計	18 団体	100.0%

監査委員意見

(7) 事務処理マニュアルの作成状況

「未作成」と回答した29団体のうち、23団体（注5）は作成の予定はない又は未定との回答であった。事務処理がその時々担当者の判断に依存している現状では、業務の一貫性が保たれず、意図せず事務処理の誤りや記録漏れが生じるリスクが高い。

事務処理マニュアルを作成し、所属内で共有することで、業務の透明性と正確性が向上し、事務誤りの防止や担当者の負担軽減につながるだけでなく、組織として職員を不適切な事案から守る役割も果たすものと考えている。取扱基準3(6)には、必要に応じて事務処理マニュアル等を作成することと規定されていることから、現時点で未作成の部署においては、準公金ごとの事務処理マニュアル作成の必要性について、改めて検討されたい。

併せて、各所属が取扱基準に基づき、適正に準公金を管

理できるよう、取扱基準の所管部署においては、事務処理マニュアルの統一様式（ひな型）を作成する等、統一的な運用が図れるように努められたい。

（注5）巻末資料1 No.1, 6, 7, 10, 11, 13, 14  
 ～17, 20, 21, 23～28, 38～40, 42  
 及び45の団体

キ その他

(ア) 現在の準公金の管理に関して認識する課題・リスク等

課題・リスク等	団体数	構成比
有り	13 団体	27.7%
無し	34 団体	72.3%
合計	47 団体	100.0%

「有り」と回答した主な内容として、準公金の管理方法について統一的な取扱基準の明確化や文書化が不十分であるとの課題や現金等の紛失・盗難，災害・事故時の消失のリスク，職員の心理的負担などが挙げられた。

(イ) 今後の管理・継続

今後の管理・継続	団体数	構成比
今後も市が管理をする必要があり，現状どおり継続する予定	30 団体	63.8%
今後も市が管理をする必要があるが，その方法について1年以内に団体と協議，見直しの予定あり	1 団体	2.1%
市が管理する必要はないため，団体への移管を検討予定又は検討中	6 団体	12.8%
市が管理する必要はないため，団体への移管を決定済	2 団体	4.3%
会長市／幹事市等の輪番	7 団体	14.9%

制により当該年度の会計を代表して管理しており，次年度以降は移管する予定		
その他	1 団体	2.1%
合計	47 団体	100.0%

最も多い「今後も市が管理をする必要があり，現状どおり継続する予定」という回答の主な内容には，市が協議会の事務局を担うことが規約等に規定されているためや，事務局となり得るものがほかになく，管理せざるを得ないためなどがあった。

また，「市が管理する必要はないため，団体への移管を検討予定又は検討中」という回答の主な内容には，管理運営は関係団体の事業活動の一環として自主的に実施可能であることから，リスク等を鑑み市が引き続き管理する必要性は乏しいため，市による管理は廃止の上，団体へ移管することを関係団体と調整中などがあった。

なお，「その他」と回答した1件（巻末資料1 No.18）については，最終的には相続人あるいは国庫に帰属することになる福祉部生活支援課の遺留金のことであるが，現金を手元で管理するリスクを極力減らすために，令和8年度から「歳入歳出外現金（注6）」とする方向で関係部署と協議を進めているとのことであった。

（注6）歳入歳出外現金とは，予算における歳入歳出（歳計現金）とは区別して保管している現金であり，地方自治法施行令第168条の7第3項により「歳入歳出外現金の出納及び保管は，歳計現金の出納及び保管の例により，これを行なわなければならない。」と定められている。

## 監査委員意見

### (1) 今後の管理・継続

「今後も市が管理をする必要があり，現状どおり継続する予定」と回答した団体においては，業務の一環として取

り扱うべき内容のものか今一度検討するとともに、今後も取り扱う必要があると判断した場合には、準公金の中で行う事業内容の見直しを検討していただきたい。例えば、準公金の用途として記念品の贈呈等がある場合には、その必要性等を十分精査し、社会通念上相当と認められる弔意に伴うような最小限のものを除いて、縮小について検討していただきたい。

また、現金等の保管は職員にとっての負担が大きいことから、公金への切替えの模索や、市職員以外で管理ができないか、社会情勢の変化を捉えながら、今後も検討を続けることが重要である。

## (2) 現地調査の実施

(1)の書面調査で調査票の提出があった部署の中で、直近の定期監査などで、監査事務局に準公金の取扱いについて報告がなく、現地調査を行ったことがない部署を中心に7部署（7団体）について監査事務局職員による現地調査を行った。

調査概要は以下のとおりである。

### ア 現地調査実施部署

- (ア) 市民生活部市民活動支援課（巻末資料1 No.9）
- (イ) 健康医療部地域包括支援課（巻末資料1 No.12）
- (ウ) 福祉部生活支援課（巻末資料1 No.18）
- (エ) 消防局企画総務課（巻末資料1 No.35）
- (オ) 消防局消防職員課（巻末資料1 No.36）
- (カ) 消防局消防団課（巻末資料1 No.37）
- (キ) 学校教育部指導課（巻末資料1 No.45）

### イ 実施時期

令和8年2月5日から令和8年2月13日まで

### ウ 現地調査実施概要

監査事務局職員2名から3名により実施した。取扱基準に基づき、以下の調査項目について確認の上、必要に応じて担当職員からの説明を求めた。

### 【主な調査項目】

- ・預金通帳等，現金等の管理状況（管理場所，施錠状況）
- ・預金通帳等，現金等の残高と現金出納簿等の数値の整合
- ・出納管理（処理）の状況
- ・金額の増減に関する事務手続及び所属長確認状況
- ・準公金の管理マニュアル（取扱要領等）の整備及び所属内での共有状況
- ・所属内での担当者指定等の状況
- ・その他管理上不適切な状況の有無

### エ 調査結果

調査の結果，取扱基準に沿わない対応が確認されたものは以下のとおりである。

#### (ア) 健康医療部地域包括支援課（巻末資料 1 No. 1 2）

地域包括支援課においては，認知症や知的障害，精神障害などにより判断能力が十分でない方の財産や権利を守るために，現金や預金通帳等を成年後見人等が決定し引き渡しを終えるまでの間，本人に代わって管理を行っている。

所属長の決裁について，預託及び返還時は受けていたが，その間の入出金は，各担当者が個々で現金出納簿を管理し，決裁を受けていなかった。不正行為や事故の未然防止という観点から，入出金の際には，その結果を所属長へ随時報告するなど，組織として相互確認が行われる体制を整えられたい。

#### (イ) 消防局企画総務課（巻末資料 1 No. 3 5）

消防局消防職員課（巻末資料 1 No. 3 6）

消防局消防団課（巻末資料 1 No. 3 7）

上記 3 部署においては，調査時点では収入調書が整備されていなかった。既に整備されていた支出調書と同様に収入調書の整備を速やかに行われたい。

#### (ウ) 学校教育部指導課（巻末資料 1 No. 4 5）

団体の会員となっている教育委員会事務局の指導主事が窓口となり，指導課において事務を取り扱っているが，入

出金については所属長の決裁を受けていなかった。また、関係帳票や事務処理マニュアルも未整備であった。取扱いの必要性を含め、早急な検討が必要と思われる。

### (3) 聞き取り調査の実施

(1)の書面調査で調査票の提出があった部署の中で、監査委員が特に確認が必要と考えた3部署（3団体）について、監査委員による聞き取り調査を行った。

調査概要は以下のとおりである。

#### ア 聞き取り調査実施部署

(ア) 福祉部生活支援課（巻末資料1 No.18）

(イ) 消防局消防職員課（巻末資料1 No.36）

(ウ) 消防局消防団課（巻末資料1 No.37）

#### イ 実施日

令和8年2月26日（1部署あたり約30分間）

#### ウ 調査結果

書面調査及び現地調査を踏まえて、所属内で行った見直しや今後の取組について、改めて確認を行った結果、特に問題となる点は確認されなかった。

## 8 監査の結果

監査は、柏市監査基準及び取扱基準に準拠し実施した。その結果、改善や検討が必要な事項が見受けられたため、該当の項目を別紙にまとめた。今後、定期監査等で継続して確認を行う予定のため、監査対象部署は準公金の適正な取扱いについて、継続的に取り組んでいただきたい。

## 9 意見

本監査を実施した中で特に留意すべきと認めた事項を意見として次のとおり付記する。

### (1) 取扱う準公金の整理等について

準公金として市職員が取り扱う現金については、会計管理の観点から、その取扱いは必要最小限とし、可能な限り縮減していくことが望ましい。このため、各所属において準公金として現金を取り扱う必要性について改めて精査するとともに、取扱方法の見直し等を通じて、特定の職員個人の会計管理とせず、組織としてそれぞれの役割に応じた責務を明確化した上での適正な管理体制の構築及び確保に努められたい。

とりわけ、生活支援課において管理している生活保護受給者等の死亡後の遺留金等（巻末資料1 No.18）については、保管額が多額となっているほか、長期間整理されないまま滞留している事例も見受けられることから、発生の抑制及び保管額の縮減に向けた取組が必要である。

身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いについては、厚生労働省及び法務省が共同して示している「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」にのっとった適切な対応が求められるところである。しかしながら、現在の生活支援課においては、生活保護費の支給業務を始めとする日常業務に加え、行旅死亡人等に係る対応など多岐にわたる業務を担っており、遺留金等の整理や関係手続を進めるための十分な体制が確保されているとは言い難く、手引に沿った対応を行うことが困難な状況にあることがうかがえる。その結果として、遺留金の整理が進まず、長期滞留を招く一因となっているものと推察される。

こうした状況を踏まえ、遺留金等の発生抑制及び早期整理による保管額の縮減に向けて、他市の状況を参考としながら関係部署との十分な協議を行う等により、執行体制の整備を含めた実効性のある対応を検討されたい。

なお、遺留金の整理に付随して生じる遺骨の取扱いについて

も、課題が認められる。現在、生活支援課においては、委託先の寺院における埋葬が行われるまでの間、執務室で遺骨を一時的に保管・管理している状況にあるが、埋葬まで一定の期間を要することから、保管される遺骨が相当数に及んでいる状況が見受けられる。

遺骨の取扱いについては、亡くなられた方への弔意及び尊厳に十分配慮した対応が強く求められるところであり、保管から埋葬に至るまでの体制について、関係部署及び関係機関と連携の上、必要な体制の在り方について検討されたい。また、近年は身寄りのない方の増加など社会状況の変化を背景として、こうした課題が全国的にも顕在化しており、国においても対応について検討が進められているところである。国の動向や他自治体の取組事例も参考にしながら、市が長期にわたり遺骨を保管せざるを得ない状況の改善に向けた方策について研究を進められたい。

(対象部署) 福祉部生活支援課

## (2) 取扱基準の実効性について

準公金の取扱いについては、適正な管理を確保する観点から、明確なルールの整備とそれに基づく統一的な運用が不可欠である。本市においては、職員による準公金の不適切な取扱事案の発生を契機として、令和7年11月20日に取扱基準が策定されたところであり、準公金の管理に関する基本的な取扱いを整理したことは評価できる。

しかしながら、今回の監査において各所属の状況を確認したところ、策定された取扱基準の規定が不明確である部分や各所属における管理の実態と乖離がある部分等があり、所属によっては運用に苦慮している状況が見受けられた。例えば、会計担当者の長期間固定により不正リスクが高まることが準公金管理上の課題の一つと思慮されるが、現行の取扱基準には担当者変更のパンに関する明確な規定が設けられていない。取扱基準

の実効性をより高める観点からも、担当者変更の目安を設けることが望ましいが、所属によっては人事異動の状況や人員構成により画一的なスパンでの設定が困難な場合もあることが判明した。このため、例えば会計担当者と会計補助者を半年ごとに交代する、あるいは人数の少ない部署では次長等によるチェックを併用するなど、実情に応じた柔軟な運用が考えられる。そのほかにも、取扱基準ではキャッシュカードは原則として保持しないこととされ、保持する場合は、預金通帳等及び届出印と同様の管理を行うことと短く規定されているが、金融機関の窓口減少や窓口手数料の問題から複数の所属でキャッシュカードを保持していた。このような状況から、キャッシュカードの管理についても、実態を反映した規定について検討する必要があると考えられる。

また、取扱基準においては、事務処理マニュアルの整備が必要に応じて求められているものの、その作成に当たってのひな型や具体的な記載項目が示されていないことから、事務処理マニュアルについて、必要性の判断や内容が適正なものとなるか懸念される。

取扱基準に実効性を持たせるためには、取扱基準の運用状況を踏まえつつ、実務上の課題に応じた見直しを適宜行うとともに、その内容を庁内にフィードバックしていくことが重要である。また、各所属における適正な事務処理を支援する観点から、事務処理マニュアルのひな型や事務処理に係るチェックリスト等を整備し、全庁的に活用できる環境を整えることについても検討されたい。

なお、本取扱基準の策定に当たっては、危機管理部危機管理政策課、企画部DX推進課、財政部財政課及び会計課が連携して対応したとのことであるが、準公金の管理は内部統制及びリスク管理の観点からも重要な課題であり、その適正な管理は、各準公金に係る事務を所管する部署において主体的に行われるべきである。その上で、今後においても、準公金を所管する部署と関係部署が相互に連携しながら取扱基準の改善及び運用の

定着に取り組み，組織として準公金の管理体制の整備に努められたい。

(対象部署) 危機管理部危機管理政策課  
企画部DX推進課  
財政部財政課  
会計課

### (3) 本監査で確認された事項の継続確認について

本監査は，職員による準公金の横領事案の発生を契機として，準公金の管理及び取扱いの実態を把握し，その適正化及び厳格化を図る観点から実施したものである。

本市においては，取扱基準が令和7年11月20日に策定され，各所属に対して周知が図られた。その取扱基準のうち，担当者を複数指名することや，預金通帳等・届出印の施錠できる場所での管理など，特に重要と思われる事項については速やかな対応が求められたところである。本監査では，本取扱基準の策定後間もない時期ではあるものの，令和7年12月31日時点の準公金の管理状況について確認を行った。

監査の結果，準公金の管理の適正化に向けた取組がおおむね進められている状況が確認された一方で，取扱基準の内容が十分に浸透していないと認められる事例や，本来対応すべき事項が未実施である事例，又は「(2)取扱基準の実効性について」でも述べているとおり取扱基準と管理実態が合わない事例も散見された。準公金は，職員がその管理に関与する以上，その取扱いには透明性及び適正性が求められるということは言うまでもない。

各所属においては，今回の監査結果を踏まえ，改めて準公金の管理の重要性を認識するとともに，取扱基準の内容を十分に確認し，収支管理の方法，責任体制の明確化，預金通帳等及び届出印の管理，定期的な確認体制の確保など，必要な管理手続について着実に対応されたい。そもそも管理の適正化及び厳格

化は、手間と責任を伴うことになるが、不正を生み出させない業務環境を整えることにつながるとともに、最終的には組織として職員を守ることに繋がっていくことを職員各自が十分に自覚すべきである。

なお、本監査において確認された、対応が不十分な点の改善状況及び準公金の管理の適正化に向けた取組状況については、今後実施する定期監査等においても継続的に確認を行う予定である。各所属においては、本監査の趣旨を十分に踏まえ、準公金の取扱いの適正化に向けた継続的な取組を着実に進められるよう強く求めるものである。

(対象部署) 全部署

別紙 令和7年度行政監査の結果に関し、定期監査等で確認を予定しているもの

- ・ 6 ページ及び同ページ 監査委員意見  
イ(ア) 規約の中に市が団体の経理事務等を行う根拠があるか  
「無し」と回答した部署
- ・ 7 ページ及び9 ページ 監査委員意見  
ウ(イ) 会計補助者の指定  
「指定していない」と回答した部署
- ・ 8 ページ及び9 ページ 監査委員意見  
ウ(オ) 会計担当者及び会計補助者の変更サイクル  
（カ）「職員の異動に伴い変更」と回答した団体の基準日時点の担当年数  
複数年度担当している部署
- ・ 10 ページ, 11 ページ及び12 ページ 監査委員意見  
エ(エ) 届出印の保管方法  
「担当者の机の中（鍵無）」と回答した部署  
（オ）預金通帳等と届出印の保管場所及び取扱職員  
「それぞれ異なる場所に保管し、同一の職員が管理している」と回答した部署  
「同一の場所に保管し、同一の職員が管理している」と回答した部署
- ・ 12 ページ及び13 ページ 監査委員意見  
エ(ク) キャッシュカードの今後の保持予定  
保持している部署
- ・ 13 ページ及び15 ページ 監査委員意見  
オ(ア) 現金出納簿の有無  
「無し」と回答した部署
- ・ 14 ページ  
オ(エ) 所属長の決裁（報告）頻度  
「増減はあったが今年度はまだ行っていない」と回答した部署  
「決裁（報告）は行っていない」と回答した部署
- ・ 15 ページ及び16 ページ 監査委員意見  
カ(ア) 事務処理マニュアルの作成状況  
「未作成」と回答した部署
- ・ 17 ページ及び18 ページ 監査委員意見  
キ(イ) 今後の管理・継続  
全部署
- ・ 20 ページ (2) 現地調査の実施 エ 調査結果に記載のある部署

資料1 準公金対象一覧表（所管部署名は令和7年度時点の表記）

No	所管部署等	団体名
1	危機管理部防災安全課	柏市防犯協会
2		下総自衛隊協力会
3		下総自衛隊協力会柏支部
4		松戸自衛隊協力会柏支部
5	総務部人事課給与厚生室	柏市役所職員厚生組合
6	企画部経営戦略課	首都圏業務核都市首長会議
7	企画部共生・交流推進センター	柏市男女共同参画フォーラム実行委員会
8	財政部収納課	千葉県都市税務協議会
9	市民生活部市民活動支援課	柏市ふるさと協議会連合会
10	市民生活部市民課	千葉県連合戸籍住民基本台帳事務協議会
11	健康医療部健康政策課	柏市生涯現役促進協議会
12	健康医療部地域包括支援課	権利擁護の観点から支援が必要な高齢者の預金通帳等及び所持金※
13	健康医療部生活衛生課	千葉県食品衛生研究協議会東葛地区研究会
14	福祉部福祉政策課	社会を明るくする運動柏市推進委員会
15		愛の献血かしわ推進協議会
16		柏市遺族会
17		日本赤十字社千葉県支部柏市地区
18	福祉部生活支援課	生活保護受給者等の死亡後の遺留金※
19	こども部保育運営課	柏市乳幼児保健懇話会

20	環境部環境政策課	柏市環境保全協議会
21	環境部ゼロカーボンシティ推進課	かしわパブリックエネルギー株式会社
22	経済産業部商工観光課	3市連携周遊事業実行委員会
23	経済産業部農政課	アグリ・コミュニケーションかしわ委員会
24		柏市園芸用廃プラスチック対策協議会
25		柏市畜産協議会
26		柏市農作業受託推進連絡会
27		柏市農業再生協議会
28		柏市植物防疫協会
29	都市部公園緑地課	公益社団法人千葉県緑化推進委員会
30	都市部中心市街地整備課	柏駅前再発見プロジェクト実行委員会
31		柏駅西口北地区まちづくり協議会
32	土木部交通政策課	関東国道協会千葉県地区協議会
33		千葉東葛間広域幹線道路建設促進期成同盟会
34		柏ITS推進協議会
35	消防局企画総務課	柏市消防顕功会
36	消防局消防職員課	柏市消防職員厚生会
37	消防局消防団課	柏市消防協力隊
38	議会事務局庶務課	柏市議会議員会
39		柏市議会議員野球同好会
40		議長会等負担金・交付金
41	監査事務局	千葉県市監査委員協議会 第1ブロック

4 2	農業委員会事務局	柏市農業委員会互助会費
4 3	生涯学習部生涯学習課	柏市青少年健全育成推進連絡協議会
4 4	生涯学習部文化課	千葉県北西部地区文化財行政担当者連絡協議会
4 5	学校教育部指導課	千葉県小中学校体育連盟柏支部
4 6	学校教育部児童生徒課	柏市長欠対策研究協議会
4 7	学校教育部児童生徒課少年補導センター	柏市学校警察連絡協議会

※ No. 1 2 及び 1 8 は団体の所有に属さない準公金

令和7年11月20日策定

## 1 公金以外の現金等とは

柏市財務規則の適用を受ける市の歳入歳出に属する現金（歳計現金）等及び基金，法律や条例の規定に従って出納，保管している現金（歳計外現金）以外のもので，職員が職務上出納または保管するもので，次に掲げるもの。ただし，市立小中学校，市立高等学校で取り扱う公金以外の現金等を除く。

- (1) 協議会，協会，実行委員会等（以下「協議会等」という。）であって，担当課が事務局となつて，職員が会計事務を行っている協議会等の所有に属する現金等。
- (2) その他協議会等の所有に属さない，実費として徴収した公金収納をしない現金等または私人の所有に属する現金等。

## 2 公金以外の現金等の取り扱いに係る基本方針

職員は，次に掲げるいずれかの要件を満たす場合に限り，公金以外の現金等を取り扱うことができる。

- (1) 公金以外の現金等を取り扱うことが公共性を有すること。
- (2) 公金以外の現金等を取り扱うことが市の事務と密接な関係を有すること。
- (3) 職員が公金以外の現金等を取り扱うことについて，合理的な理由があること。

## 3 公金以外の現金等の取り扱い

### (1) 管理責任者

公金以外の現金等に関し，管理責任を負う者は，原則として当該公金以外の現金等に係る事務を所管する「所属長」（以下「公金以外現金等管理者」という。）とする。

### (2) 届出等

公金以外現金等管理者は，新たに公金以外の現金等を取り扱うこととなった場合，公金以外現金等取扱届出書（様式第1号）を，公金以外の現金等の取り扱いを廃止することとなった場合は，公金以外現金等取扱廃止届出書（様式第2号）を所管の部局長に届け出ること。

また，公金以外現金等管理者のほか，事務を取り扱う職員に変更があった場合は，公金以外現金等取扱者変更届出書（様式第3号）を提出すること。

### (3) 保管・出納等

#### ア 取り扱うことができる職員

公金以外現金等管理者は，管理する公金以外の現金等ごとに，出納及び保管に関する事務を取り扱う職員（以下「会計担当者」という。）及び事務を補助する職員（以下「会計補助者」という。）を定めること。

## イ 保管等

- (ア) 公金以外の現金等ごとに預金口座を開設し管理すること。
- (イ) 預金通帳及び届出印は、それぞれ異なる施錠可能な場所に保管すること。
- (ウ) 届出印の管理は公金以外現金等管理者が行うこと。また、預金通帳及び保管場所の鍵は会計担当者及び会計補助者がそれぞれ別々に管理すること。
- (エ) 原則として、預金口座にかかるキャッシュカードは保持しないこと。ただし、金融機関の窓口受付時間外に現金等の引き出しが必須であるなどの真にやむを得ない理由がある場合を除く。なお、キャッシュカードの保管等を行う場合は、上記(イ)(ウ)と同様に行うこと。
- (オ) 収入及び支出における証拠書類は整理・保管し、会計年度終了後5年間保存すること。ただし、公金以外の現金等を取り扱う協議会等が定める規約に規定がある場合はその限りではない。
- (カ) 人事異動等により、会計事務を引き継ぐ場合には、預金通帳、帳簿その他の証拠書類を添えた会計事務引継書（様式第4号）を作成して引継ぎを行うこと。

## ウ 出納等

- (ア) 公金以外の現金等の受払状況を明らかにするため、現金については現金出納簿（様式例第5号）を、現金以外の動産については受払簿（様式例第6号）を備えること。
- (イ) 公金以外の現金等の収入及び支出については、収入調書（様式例第7号）及び支出調書（様式例第8号）により、公金以外現金等管理者の決裁を受けること。併せて、収入調書または支出調書には、請求書、領収書等、収入または支出に係る証拠書類を添付すること。
- (ウ) 公金以外の現金を取り扱う場合、収入金の入金または支出金の債権者への支払ともに速やかに行うこと。止むを得ず現金で保管する場合は、鍵付のロッカーや机で保管し、原則翌日中に入金または支払を行うこと。

## (4) 管理状況の報告

会計担当者及び会計補助者は、年2回以上現金出納簿（様式例第5号）または受払簿（様式例第6号）と預金口座通帳または公金以外の現金等の現物を突合することにより、公金以外現金等管理者の確認を受け、公金以外現金等管理者は確認結果を部局長に報告すること（ただし、取り扱う公金以外の現金等の協議会等による監査が行われる場合はその限りではない。）。

## (5) 事故等の報告

公金以外現金等管理者は、公金以外の現金等の亡失、毀損、帳簿と現金残高の不一致があった場合、速やかに柏市危機管理基本計画に基づき、必要な報告等を行うこと。

## (6) その他

公金以外現金等管理者は、上記(1)～(5)を踏まえ、必要に応じて要領または事務処理マニュアル等を作成すること。また、出納や管理の実態に合わせ、帳簿について、様式例第5号～第8号を参考として別途様式を定めることについては妨げない。

なお、協議会等の所有に属さない公金以外の現金等については、実態に合わせて、上記(1)～(5)に準じた取り扱いをすること。